

糸満のくらし体感施設管理運営業務委託仕様書

1 業務名

糸満のくらし体感施設管理運営業務

2 目的

糸満の漁労文化の中心地に位置する糸満のくらし体感施設は、糸満の伝統文化を発信する拠点施設となっている。糸満のくらし体感施設の管理並びに関係団体との連携及び調整を図ることにより、糸満の伝統文化の発信力向上及び施設周辺地域の経済活性化を図る。

3 委託業務の内容

(1) 糸満のくらし体感施設管理運営

- ①施設の維持管理に関する業務全般
- ②HPの維持管理及び広報活動に関する業務全般
- ③コロナ禍における糸満のくらし体感施設の活性化に関する業務
- ④市が施設の管理に関して契約している業者との調整に関する業務
- ⑤使用者及び来場者からの要望などに関する市との調整業務

(2) 関係機関との連携及び調整

- ①糸満のくらし体感施設商店会との連携及び調整
- ②商工会及び観光協会等との連携及び調整
- ③糸満のくらし体感施設周辺店舗との連携及び調整
- ④いとま～る駐車場管理者との連携及び調整

(3) 実施場所

糸満のくらし体感施設（糸満市字糸満 989-83）

(4) 開設時間

年中無休とし、原則、午前9時から午後7時までとする。

※ただし、特別な事情による場合は通り会や糸満市商工水産課との調整により休日や開設時間の変更を行うことができる。

4 委託業務の円滑な運営に必要な事項

(1) スタッフの配置

実施場所では、スタッフを常に1名以上配置すること。

※消防法第8条に規定する防火管理者を配置すること。

(2) 糸満のくらし体感施設会議の開催

通り会の代表者及び関係機関と毎月1回会議を開催するとともに、議事録作成及び課題を整理すること。

(3) 消防訓練の実施

消防法第8条に規定する消防訓練を年2回以上（消火・津波地震等）実施すること。

(4) 施設の管理運営に必要な経費

- ①需用費（消耗品費、年500千円（税込）を見込む）
- ②役務費（通信運搬費（通話料金+通信料金+サーバー代金））
- ③HP維持管理業務

ホームページを活用し施設への集客や活性化につながる広報を行うとともに、月2回以上、入居店舗や地域イベントなどの情報を発信すること。

④修繕費

- ア. 修繕費として65万円を見込み、修繕が必要となった場合には速やかに修繕を行う。修繕を行った場合は、管理簿を作成すること。
- イ. 修繕した費用が65万円に満たない場合は、差額分を市の指定する口座へ納付すること。

⑤備品購入費

- ア. 施設に配置している市の備品等については、無償貸与する。
- イ. 施設運用に必要な備品の購入費用（施設用ごみ箱等）を見込むこと。また、リース費用とすることもできる。
- ウ. 購入した備品については、備品台帳を作成し、業務完了後に糸満市へ帰属する。

5 個人情報の保護

受託者は、糸満市個人情報保護条例（平成15年糸満市条例第2号）及び糸満市個人情報保護条例施行規則（平成15年糸満市規則第2号）に基づき、個人情報の保護に努めなければならない。なお、個人情報を取扱う常勤職員等に対し、以下の取組を実施するものとする。

(1) 規程の周知について

受託者は、個人情報の取扱いに関する規程（個人情報の使用・保存・廃棄等に関する規程及び個人情報の漏えい・紛失・盗難等事故時の対応規程）を整備する。規程は、雇用時及び個人情報保護の研修時に周知する。

(2) 個人情報保護の研修

常勤職員については、委託契約期間内に個人情報保護の研修を実施する。

(3) 誓約書について

個人情報を適切に取扱う旨の誓約書を、雇用契約時に取り交わすこととする。

(4) 常勤職員等の責務

常勤職員等は、業務を行うにあたり当該利用者等に関して職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。常勤職員等の業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

6 概算見積

(1) 積算の費目については、次のとおりとする。

- ①人件費
- ②需用費
- ③役務費
- ④修繕費
- ⑤備品購入費
- ⑥その他

※各積算費目の単価と内訳を記載して下さい。

※当該事業を実施するにあたっての一切の費用を記載して下さい。

(2) 提案にあたっては、6,598千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限として見積もること。

7 業務報告書等

- (1) 受託者は、毎月、前月分までの活動状況を所管課に報告すること。
- (2) 業務遂行上必要があるときは、その都度報告すること。
- (3) 受託者は、所管課の求めに応じ、報告又は資料を提出すること。

8 その他

- (1) 事業実施にあたっては、関係法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。ただし、本事業の達成のために必要と認めるものについては、あらかじめ市と協議のうえ第三者に再委託することができる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、本市と協議により決定するものとする。
- (4) 本市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことができる。